資料№.３	経済建設常任委員会所管事務報告資料 令和８年 11 月 18 日【建設部市営住宅課】

恵庭市営住宅建物明渡請求訴訟の提起について

本件は、市営住宅の賃料及び市営住宅駐車場使用料の支払いを怠っていたことにより、所定の手続を経て賃貸借契約を解除した相手方に対し、本件建物の明渡し、未払賃料等１７２万９２００円の支払及び本件建物の明渡しまでの賃料相当損害金として月額５万４０００円の支払を求める訴えを提起しようとするものである。

１　訴訟の相手方

市営住宅入居者　１世帯（単身/２８歳/男性/自営業）

２　明け渡しを求める建物

桜町団地[redacted]号棟[redacted]号室

３　支払を求める額

賃貸借契約の未払賃料	１，６４１，７００円（家賃３５か月分）
駐車場使用契約の未払賃料	８７，５００円（駐車場使用料３５か月分）
賃料相当損害金	月額５４，０００円（令和８年１０月以降の損害賠償金相当）
申立手続費用	４７，４００円（印紙代・切手代相当額）
合　　計	１，７７６，６００円 ＋ 月額５４，０００円（明渡完了月まで）

４　今後の予定

令和８年１１月２６日　令和８年第４回定例議会へ「訴えの提起（議案）」提出

令和９年１～３月　　提訴